

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月19日
【事業年度】	平成18年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 田中 朋典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出した平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項があったので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出する。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示している。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

(6) 当社における内部統制システムの整備

(前略)

##### ⑥ 監査役

- ・監査役は、取締役会、常務会その他重要会議へ出席するとともに、取締役社長との定期的意見交換を行い、内部監査担当組織や会計監査人とも連携を図り、適切な意志疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。一方、取締役は、経営コンプライアンス等に係る社内の重要情報が確実に提供される仕組みを整備し、運用の徹底を図る。
- ・監査役の監査の実効性を高めるために監査役を補佐するための監査役室を設置し、専任スタッフを配置する。
- ・監査役室スタッフの人事異動は、監査役の意見を徴した上で実施し、またその人事考課は監査役が実施するなど独立性の確保に留意している。

(訂正後)

(前略)

(6) 当社における内部統制システムの整備

(前略)

⑥ 監査役

- ・監査役は、取締役会、常務会その他重要会議へ出席するとともに、取締役社長との定期的意見交換を行い、内部監査担当組織や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。一方、取締役は、経営コンプライアンス等に係る社内の重要情報が確実に提供される仕組みを整備し、運用の徹底を図る。
- ・監査役の監査の実効性を高めるために監査役を補佐するための監査役室を設置し、専任スタッフを配置する。
- ・監査役室スタッフの人事異動は、監査役の意見を徴した上で実施し、またその人事考課は監査役が実施するなど独立性の確保に留意している。

(7) 取締役の定員

当社は、取締役の定員を40名以内とする旨、定款に定めている。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨、定款に定めている。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項及びその理由

当社は、経営状況、財産状況、その他の状況に応じて、機動的に自己株式を取得することができるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めている。

(10) 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

(11) 種類株主総会の決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、種類株主総会の決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

以上